



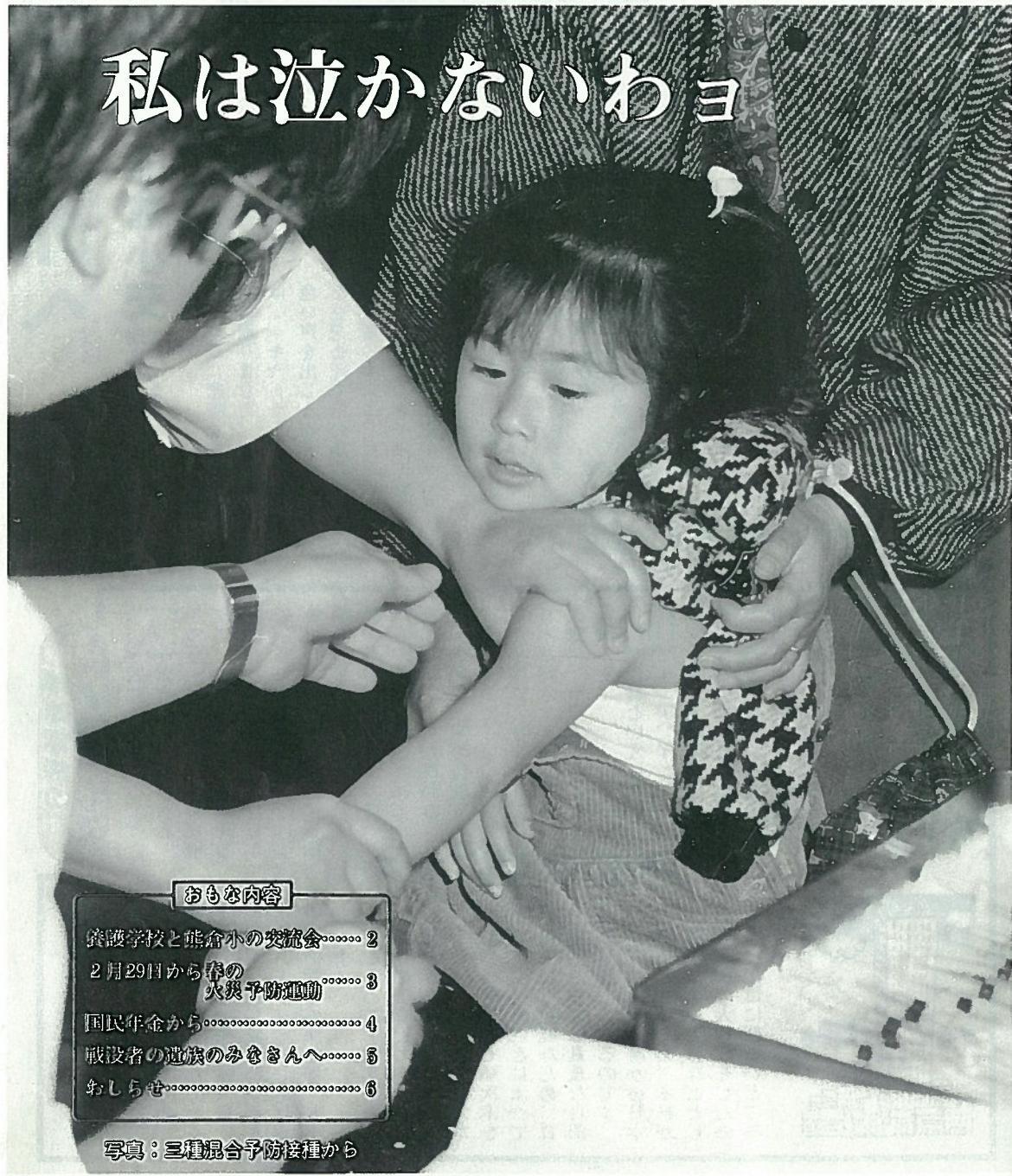
にしごう

VOL. 3

広報にしごう第207号
昭和63年3月1日

■人口のうごき 人口15,247人(+35) 男7,697人(+9) 女7,550人(+26) 世帯数3,714戸(+8) 2月1日現在()は対前月比

私は泣かないわヨ



おもな内容

- | | |
|--------------|---|
| 養護学校と熊倉小の交流会 | 2 |
| 2月29日から春の | |
| 火災予防運動 | 3 |
| 国民年金から | 4 |
| 戦没者の遺族のみなさんへ | 5 |
| おしらせ | 6 |

写真：三種混合予防接種から

鬼は一目散に外へ

養護學校&熊倉小交流会

豆まき会



▲両校の児童でにぎわった豆まき会

西郷養護学校と熊倉小の豆まき交流会が、熊倉小体育馆で行われました。

今回の交流会は、日本の良い伝統や風習を理解し、豆まきをすることによって、お互いを理解し、助け合いや思いやりを深める機会にしたい、ということから実施されました。

交流会では、熊倉小の飯田清

豆まき会には両校の全年生が参加、先ず、年男・年女になつた両校の五、六年生が体育館の二階観覧席から元気よく、「豆はうち、鬼はそと」と、豆（落花生）をまくと、鬼の仕度をして、児童は、「これは、たまらん」。

うちも頑張つて豆をまいたり、
拾つたりしますので、どうぞ仲
良くして下さい。」と、歓迎の
言葉に応えました。

児童会長が、「養護学校の皆さん、今日は熊倉小の豆まきにようこそおいで下さいました。僕たちと一緒に悪い鬼を追い払い、楽しい時間をお過ごして下さい。」と歓迎のあいさつを行い、続いて養護学校代表の渡辺厚君は、「今日は豆まきにお招きいただきました」と言いつつ、豆まきをして、ありがと

とばかりに悲鳴をあげて館内を逃げ廻りました。また、一年生は、「キヤー」「キヤー」と黄色い声を出しながら、床に落ちた豆を必死で拾い集めました。児童の中には、豆が紙袋にいっぱいになつた子供や思うようにならぬことが出来なかつた子供もいましたが、全員豆まき会に楽しんで過ごしたようでした。

今回の豆まきにより、校内にいた、「忘れ物をする」、「いじわるをする」、「風邪をひく」などの鬼は、こそつて素逃げで行つたようです。

南洋材といえばマレーシア、イングランドネシアなどが主な産地で、長い間、いわゆる外材のブを占めてきました。昭和六十一年に米材（米カナダ産）が、わずかな逆転。ちなみに、これら材と米材で外材全体の約半分に上つてあり、そのほか材、ニュージーランド材が続いています。

ふつう一年に一つずつ輪が増えていくので、これを数えると樹齢が分かる——のは日本のように、季節の区別がはつきりしたところに成育する樹木の場合です。年間の気候の移り変わりによつて成長の速度に緩急があるためです。これが熱帯などでは常に一定の速度で成育するので、はつきりした年輪はできません。日本が輸入する南洋材の代表格、ラワンはその良例です。

わが国の木材供給量は年間九千五百万m³（東京の池袋サンシャインビル百二十八個分）ですが、その約三分の二を世界六十数か国から輸入しており、その輸入量は世界の木材貿易量の約二割を占めています。木材に寄せた日本人の愛着の深さがうかがえます。



年輪のない木材

ところで、林業は未来産業の一つともいわれます。森林は石炭や石油のように枯渇する心配がなく、伐採しても順次木を育てていくことによって再生産が可能なため、日本にとつては貴重な日本の資源といえるのです。

戦後、焼け跡から日本を再建するため、木材が住宅建築用資材などとして孤軍奮闘の大活躍をしたのは、まだ記憶に新しいところです。

「消えたかな！気になるあの火もう一度」

春の全国火災予防運動

今年も二月二十九日から三月

ない。

十三日までの二週間、「春の全国火災予防運動」が展開されており、西郷村では、昭和六十二年の一年間で十一件の火災が発生し、五千九百四十六万七千円の大切な財産が灰となってしまった。昭和六十一年に発生した火災件数に比べ、火災が六件増、損害は四千百二十万七千円の増となりました。これらの火災原因は、「たき火の不始末」、「電気器具のスイッチ切り忘れ」等、ちょっととした不注意から発生しています。

各家庭、事業所等では、火気使用器具の点検、火気使用場所の安全を確かめ、火災にならないよう、「火の用心七つのポイント」を励行し、火災予防に努めてをしない。

「火の用心、七つのポイント」、寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。

子供には、マッチやライターで遊ばせない。

風の強いときは、たき火をしない。

月一～二名程度の人が飲酒運転で検挙され、特に、十一月には六名という、最悪な状態に陥りました。

事態を重くみた村交通安全対策協議会と、同母の会では十二月、全村民を対象に、「飲酒運転追放運動」を展開しました。

本村では昨年の一年間に、毎月一～二名程度の人が飲酒運転で検挙され、特に、十一月には六名という、最悪な状態に陥りました。



▲署名簿を手渡す村長ら

「飲酒運転は絶対にしません」

四天ぶら等を揚げるときは、その場をはなれない。
五家のまわりに燃えやすいものを置かない。

六、ふるの空だきをしない。
セストーブには、燃えやすいものを近づけない。

たり行わされました。

講習会では、実際にあつた交通事故等の話に一時間三十分、また、「ハイスピード事故」と題した映画が約三十分上映され、スピードの出し過ぎによる



▲大勢の人があつた特別法令講習会

事故の恐しさを痛感

去る一月二十九日、「特別法令講習会」が村文化センターで開かれました。

この講習会は一年に一回開かれているもので、白河警察署の赤羽保夫交通第二係長を講師に招き、午後七時から二時間にわたり行されました。



◎所得税の申告と納税は三月十五日まで
昭和六十二年分の所得税の申告と納税は三月十五日までです。

期限までに申告と納税を済ませてください。

三月十五日を過ぎますと、未納となっている税額に対し年十団六パーセントの延滞税がかかります。

事故の恐しさをさまざまと教えられました。

みんなも車に乗る時は、シートベルトをかけ、「スピードは控えめに、ブレーキは早めに」を心掛け、事故を起こすことのないよう充分気をつけてください。

車内の運転免許取得者七、〇一九五名が署名に賛同し、飲酒運転追放を誓いました。

集められた署名は、一月十四日、白河市の鹿島神社で交通安全全祈願祭が行われたあと、鈴木交通安全対策協議会長（村長）や村交通安全関係者により、佐藤六郎白河警察署長に手渡されました。

村民の皆さん、くれぐれも飲酒運転はやらないようにしま

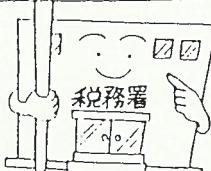
ための手数が少なくて済み、また、ついうつかり納期限を忘れてしまうこともなくなり、大変便利です。

この制度を利用すれば納税のための手数が少なくて済み、また、ついうつかり納期限を忘れてしまうこともなくなり、大変便利です。

この制度を利用すれば納税のための手数が少なくて済み、また、ついうつかり納期限を忘れてしまうこともなくなり、大変便利です。

税の知識

申告と納税は3月15日まで



緑化強調期間

3月1日～5月31日

子供に正しい食習慣(食育)を

—保育所で講演会—



▲お話をされた宗像道子さん

私の質問箱①

(問) 老齢厚生年金は、老齢基礎年金と同じく二十一年加入しないと受給できないのですか。

〔答〕

① 老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間を持つている方、国民年金の老齢基礎年金を受けられるようになったとき（原則として、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間のうち昭和三十六年四月一日から改正法施行日の前日までの期間などを含みます）と保険料免除期間とを合算してした期間が二十五年以上ある方が六十五歳に達したとき）に受けられることがあります。

(4) 広報にしごう 第207号

西郷村保育所では一月二十日、保育参観が行われましたが、午前十時から、同保育所に訪れた父母を対象に、「食育のすすめ」頭の良い子のくふう」と題し、講演会が開かれました。

お話をされた方は栄養科学研究所（仙台）講師として、東北各地において、児童を持つ、若い母親の「栄養改善指導」をされている宗像道子さんです。

講演会では、「各家庭で食べ物を摂取するとき、ビタミンAが不足すると、その家庭には気短かな人が多くなる。ビタミンBが不足すると性格が排他的になり、ビタミン不足による、その人の気質がわかる。特に、ビタミンBは健康に対し、重要な働きを持っている。」また、「青い野菜（ほうれん草、小松菜、しゆん菊など）を毎日、大人は百グラム、子供は五十グラムを食べる」と体に良い。」など、約一時間半にわたり講演し、受講した父兄は、子供の身近な食育の話に熱心に耳を傾けていました。

② 改正前の厚生年金保険法においては老齢年金を受けるために必要な被保険者期間が二十年であります。また、厚生年金保険の被保険者期間が二十年に満たない場合には、国民年金の保険料納付済期間等との合算期間が二十二年五年あれば通算老齢年金が支給されることとなっていました。

今後は厚生年金保険の被保険者期間のみの場合であっても老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるために二十五年の加入期間が必要となります。

③ このことは、改正前の通算老齢年金の考え方方が老齢基礎年金に引継がれていたことを意味し、一方、

厚生年金を受けるために必要な被保険者期間は二十五年に延長されますが、厚生年金保険の被保険者期間がある方で改正法の施行日において三十歳以上の方は、改定三十一年四月一日以前に生まれた方）については、年齢に応じて次の表のように期間縮短の措置が設けられています。

私の質問箱②

(問) 五十五歳以上の者は厚生年金保険に加入できなくなると聞きましたが本当ですか。

六十五歳になつても受給資格期間を満たしていないときはどうすればよいのですか。

(答) 一、全国民に共通する老齢基礎年金が一律に六十五歳から支給されることとなることに伴い、厚生年金保険においても、六十五歳未満の者を被保険者とすることになります。

險者を除き、施行日に被保険者の資格を喪失します。

二、ただし、六十五歳に達したときに資格を喪失することによって、老齢年金の受給資格期間を満たすことができない者は、被用者である間、老齢年金の受給資格期間を満たすまで引き続き加入できる途が開かれています。（高齢任意加入被保険者といいます）このほか、経過措置によって、従来どおり、第四種被保険者となつて受給資格期間を満たすことができる場合もあります。

各地において、児童を持つ、若い母親の「栄養改善指導」をさ

れています。

究所（仙台）講師として、東北

健康づくりは悪い習慣を改めることから

「栄養」、「運動」、「休養」を、健康の三本柱といい、これに「ストレス対策」を加えた四本柱が健康づくりの基礎となります。

四十歳からは成人病年齢です。四本柱が傾いている人は、すみやかに立て直しをはかりますよ。

それが健康づくりのコツであります。人生の円熟期を充実させ、すこやかな老後を迎えさせてくれます。

人間のからだの機能低下は、早くも二十五歳ごろから始まります。

まだ若々しい働き盛りから、老化が起こっているわけです。成人病が急増するのもこのころからです。成人病は別名、「習慣病」ともいわれ、たとえば、塩くらいもの、濃い味の料理が好き。腹いっぱい食べないと食べた気がしない。毎日酒を飲み、二日酔いになる。タバコを一日二箱吸う。運動不足などの悪い習慣の積み重ねが招いた病気です。

六十歳代の病気は、五十歳代に原因があり、五十歳代の病気は三十九十歳代の生活、環境に左右されるといわれます。自分の生活習慣をぶり返つてみて下さい。悪い習慣に心あたるかもしれませんか？

悪い生活習慣を改め、よい生

活習慣をつくることが、病気予防、健康確保のキーポイントです。

言葉の履歴書

「棚ぼた」は「棚から牡丹餅」の省略形。「あいた口に牡丹餅」「寝ていて餅」ともいうよう、ひとりでに思いがけない幸運が舞い込むたとえに使われます。

春の彼岸に欠かせない牡丹餅は、丸めて赤い小豆餡をまぶした形が、牡丹の花に似ているところから付いた名前とされてきました。

牡丹餅は秋の彼岸では、萩の餅、おはぎとも呼ばれます。小豆を粒のまま散らしたところを、咲き乱れた萩の花に見立てたといわれますが、季節に合わせて同じものが呼び名を変えたケースを見るべきでしょう。

また、牡丹餅の「ぼた」は、ボタボタとふつとたさまからきたとする説もあります。女性の丸くて大きな顔を「ぼたもち」といったのも、このことと無縁ではありませんが、たとえではなかつたようです。

「棚から落ちた牡丹餅」といふことわざは、「棚ぼた」と同じ意味とともに、その落ちてつぶれた形から醜い顔の形容にも用いられました。同じものが全く違ったケースに使われるのもこどもの面白さでしょう。

戦没者の遺族のみなさんへ

—請求期限が迫っています—

戦没者の遺族の方に特別弔慰金が支給されることをご存じですか。

一、支給の目的

特別弔慰金は、戦後四十周年にあたって、国があらためて戦没者の遺族に対して、弔慰の意を表すために支給されるものです。

二、支給の方法

特別弔慰金は、戦没者一人に対し、額面三十万円の国債で支給され、昭和六十年から昭和七十年までの十年間にわたって毎年三万円づつ償還されます。

三、支給の条件

特別弔慰金をうけることが

できるのは、満洲事変(昭和六年九月十八日)以後の戦没者の遺族のうち、昭和六十年四月一日現在において、公務扶助料、遺族年金等を受ける

方がない場合です。

四、支給の対象者

特別弔慰金をうけることができるのは、主として次に記載された遺族のうち、次の順序に従つて最も順位が先の方お一人に限ります。

役場住民課福祉係が受付窓口になつております。
請求用紙は受付窓口に備えていますが、他に戸籍抄本など詳しいことは左記にご相談ください。

(1) 昭和六十年四月一日までに弔慰金(遺族国庫債券)を受けた方
(2) 戰没者の子

(3) 戰没者と生計を共にしていた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(婚姻、養子縁組)により昭和六十年四月一日に氏がかわっている方は除かれます。)

(4) (3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(婚姻、養子縁組)により昭和六十年四月一日に氏がかわっている方は除かれます。)

なお、昭和六十年六月十四日以後にすでに請求された方及び同順位の遺族として請求に同意された方は、請求しても重ねて受け取ることができませんので、くれぐれもご注意ください。

左記の方々から心暖まるご芳志をいただきましたので、ここにご紹介すると共に感謝申し上げます。

● 善意を

ありがとう

固定資産課税台帳総覧
が変更になります。
固定資産課税台帳の総覧は「三月一日から三月二十日」までとなつておりますが、本年は評価替の年でありますので「四月一日から四月二十日」までに変更いたします。

都道府県の援護担当課、住民課福祉係(二五一一一一内線二四一)

六、受付窓口

請求の期限は、昭和六十三年六月十三日です。期限までに請求しませんと受給できません。

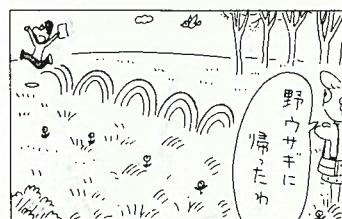
同様

▼ 校舎美化のために上折口原老人会婦人部様より、熊倉小窓ふき用タオル百枚
▼ 社会福祉協議会へ
三菱製紙(株)白河工場有志一同

3月の「健康アラカルト」(保健婦指導)は、「健康はわが家の宝物」です。 ➤

さあやか君

西村 宗



船員遺族のみなさんへ

職務上で死亡された商船の殉職船員遺児へ援護金が支給されます。出生から高等学校を通常の期間により卒業するまでの期間。

1人1ヶ月 6,000円。

別に、入学記念品として小学校に入学したとき30,000円、中学校、高等学校に入学したとき、それぞれ10,000円贈呈。

但し、生活困窮者に限る。

申請、照会は財日本殉職船員顕彰会（東京都千代田区麹町4-5海事センタービル内）

（☎ 03-234-0662）

低利率で利用できます

国の中進学ローン

お子様が高校、短大、大学など

に進まれる場合は、お早めにお申し込みください。合格前でも受け付けます。

1. 融資限度

1進学者につき50万円

財団法人進学資金融資保証基金を利用すれば保証人は不要です。

2. 返済期間

進学する学校の修業年限以内で最長4年。短大など修業年限が2年の学校に進む場合は、1年の延長が可能です。

3. 利率

年 5.7%

4. 返済方法

毎月元利均等返済。または、ご融資額の $\frac{1}{2}$ 以内で、ボーナス月（1月、7月）増額返済を併用できます。

5. 問い合わせは

郡山市清水台1丁目6番21号
国民金融公庫郡山支店
（☎ 0249）23-7140

おしらせ



児童手当の受給資格 が変わります

児童手当は、昭和61年から二人目の子供にも支給されております。その受給資格は3年間にわたり段階的に変わりますが、昭和63年4月1日からは次のようにになります。

△受給資格

△義務教育就学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育している方で、収入が一定の額未満の場合

なお、支給額は次のとおりで義務教育就学までの間支給されます。

△二人目の児童=月額 2,500円

△三人目以降の児童=1人につき月額 5,000円

児童手当の受給資格のある方でまだ支給されていない方、制度改正により新たに受給資格が生じる方、現在受給中の方で支給額が増額となる方は、役場住民課窓口で手続きをしてください。

△問い合わせ先 住民課福祉係
（☎ 25-1111 内線 242）

今月の納税

国民健康保険税 9期

モニター募集集中

昭和63年度西郷村広報モニターを募集しています。村の広報に関心があり、モニターとしての熱意のある方、是非お申し込み下さい。募集要項は次のとおりです。

- ・募集人員→10名（村民で選挙権のある方）。
- ・任期→1年（昭和63年4月1日～64年3月31日）。
- ・募集期間→昭和63年3月19日(土)まで。
- ・その他→謝礼として記念品贈呈。

あなたの意見を村の広報に生かしてみませんか？お待ちしています。

尚、お申し込み、お問い合わせは、役場有線放送電話室（☎ 25-1111内線311～2または5136）までお願いいたします。

村営住宅入居者（募）集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名 下羽太団地1戸

構造 簡易耐火構造平家建

種別 第1種

部屋数 3部屋

家賃 月額 11,000円

住宅名 岩下団地1戸

構造 中層耐火構造3階建

種別 第1種

部屋数 3部屋

家賃 月額 33,000円

敷金は家賃の2ヵ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

*申込用紙は役場建設課（☎ 25-1111内線353）にあります。

尚、隨時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。